

トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)

1.はじめに

食品安全委員会は食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条1項第8号の規定に基づき農林水産大臣から「トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)」、同法第24条1項の規定に基づき厚生労働大臣から「トリニューモウイルス感染症生ワクチン」について、意見を求められた。(平成19年1月15日関係書類を接受)

2.ネモバックについて⁽¹⁾

ネモバックについては、平成11年7月27日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため、平成17年10月26日に再審査申請が行われた。また、平成18年4月7日に事項変更承認(噴霧、点鼻及び点眼接種の用法・用量追加)がなされている。製剤の内容については次の通りである。

①主剤

主剤はVero細胞培養弱毒トリニューモウイルス PL21 VERO 1060株である。

②効能・効果

効能・効果はトリニューモウイルス感染による鶏の呼吸器症状の予防である。

③用法・用量

<飲水投与>

乾燥ワクチンを少量の飲用水で溶解し、日齢に応じた量の飲用水で希釈し、7日齢以上の鶏に飲水投与する。

<噴霧接種>

乾燥ワクチンに飲用水を加えて溶解し、7日齢以降の鶏に噴霧量、噴霧時間、噴霧粒子の大きさなどを調整し、鶏舎を密封状態にして噴霧する。

<点鼻又は点眼接種>

乾燥ワクチンに30mLの精製水を加えて溶解し、7日齢以降の鶏に1滴(0.03mL)1羽分となるように調製し、投薬器を用いて鼻腔あるいは眼に滴下する。いずれの場合にもワクチンが完全に吸い込まれたことを確認する。

④その他

安定剤としてポリビドン(ポリビニルピロリドン)が使用されている。

3.再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について^{(2),(3)}

トリニューモウイルス(Avian Pneumovirus; 以降APVと略)はパラミクソウイルス科、ニューモウイルス亜科、メタニューモウイルス属に属する。本ウイルスは感染した七面鳥に七面鳥鼻気管炎(Turkey Rhinotracheitis)を起こすことからTRTウイルスと呼ばれていたが、鶏にも感染することが分かり、トリニューモウイルスと呼ばれるようになった。1970年代に南アフリカで発生がみられ、欧州、中近東、アジア等世界的に浸潤しており、国内では1989年に初発した。宿主は七面鳥、鶏で、多くは無症状であるが、鶏の頭部腫脹症候群(Swollen Head Syndrome; 以降SHSと略)の発症原因の一つと考えられており、国内で問題となっている。SHSの他に呼吸器症状、流涙、産卵低下、神経症状

なども認められる。接触により伝播し、ブロイラーでは3～6週齢時に多発し、30～60週齢ごろの採卵鶏、種鶏でも発生する。SHSの発生率は鶏群により異なり、その発病機構は不明だが、APV感染が引き金になり、二次感染した病原体の種類(特に大腸菌が関係していると考えられている)、飼育環境(換気不良、密飼等)の影響を受け発症すると考えられている。なお、本ワクチンに使用されているウイルス株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性が減弱されている。

APVのヒトに対する病原性はないとされており、人獣共通感染症とはみなされていない。安定剤として使用されているポリビドン⁽⁴⁾は、過去に動物用医薬品の添加剤としての観点から検討され、製剤が適切に使用される限りにおいて食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価されている。

(2)安全性に関する研究報告について⁽⁵⁾

調査期間中の Medline でのデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

(3)副作用報告について⁽⁵⁾

ネモバックの鶏に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に 157,083 羽について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。

4.再審査に係る食品健康影響評価について

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参考文献>

- (1)ネモバック再審査申請書(未公表)
- (2)獣医微生物学 第2版 文永堂出版(2003)
- (3)動物の感染症 近代出版(2004)
- (4)牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン)の再審査に係る食品健康影響評価について(平成17年2月10日 府食第146号)
- (5)ネモバック再審査申請書添付資料:効能、効果又は安全性についての調査資料(未公表)

要約

トリニューモウイルス感染による鶏の呼吸器症状の予防に用いるトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)及びトリニューモウイルス感染症生ワクチンについて、食品健康影響評価を実施した。評価に用いた資料はネモバック再審査申請書及びその添付資料、食品安全委員会の評価書(2005年)、一般成書等である。

承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。